

外貨積立サービス

(外貨普通預金 定額自動振替サービス)



お客様の円貨普通預金口座から外貨普通預金口座へ毎月ご指定の日に定額(日本円)を自動振替するサービスです。

積立感覚で外貨預金! 資産形成の1つとしてご利用ください。

POINT 1 **手軽に!**

月々3,000円から
コツコツと

POINT 2 **お得!**

預入時為替手数料
通常時より60銭割引

POINT 3 **気楽に!**

円への払出はアプリ・インター
ネットバンキングでらくらく!

POINT 4 **賢く!**

定時定額振替で
預入為替レートを平準化

4つの
ポイント

サービス概要

◎詳細・お申込みは北陸銀行店舗窓口まで

対象の方	個人の方(満18歳以上) ※個人事業主の方の事業用口座は対象外です。	取扱通貨	米ドル、ユーロ、豪ドル ※通貨ごとの契約となります。
振替金額	3,000円以上1,000万円以下 (1,000円単位)	振替日	毎月のお好きな日を指定 ※振替日が休業日の場合は翌営業日(月をまたぐ場合は月末営業日)
指定預金口座 (円貨)	普通預金 ※振替先である外貨普通預金口座開設店における 同一名義口座に限る	手数料 (1通貨単位 当たり)	当行所定(通常時)の預入時為替手数料から 60銭割引後の金額となります。 米ドル 40銭 ユーロ 90銭 豪ドル 1円40銭

その他

- 新規申込、条件の変更やサービスの解約は振替日の前営業日までにお取引店にお申し出ください。
- 年2回までの増額指定が可能です。
- 振替時に指定預金口座の金額が振替金額に満たない場合は振替が行われません。複数振替による順位は当行が決定します。
- 原則、振替日当日のT T Sから為替手数料を60銭割引した為替レートが適用されます。
- 税金については裏面で確認ください。
- サービスの規定および各預金商品の金利・商品概要説明書はホームページ・店頭でご確認いただけます。

◎外貨預金の注意事項を裏面に記載しておりますので必ずご確認ください。



資産運用でよく聞く、リスクの分散って…?

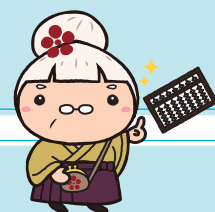
外貨積立についてよりよく知ろう!

資産運用のリスクを減らす方法の一つに分散投資があります。分散投資には「資産・銘柄の分散」や「地域の分散」などのほか、投資する時間(時期)をずらす「時間(時期)分散」という考え方があります。外貨積立では、日本円以外で積立をすることでの「地域の分散」に加え、定時定額で積立(ドルコスト平均法)をすることでの「時間(時期)分散」を活用して資産を運用していきます。

地域の分散とは?

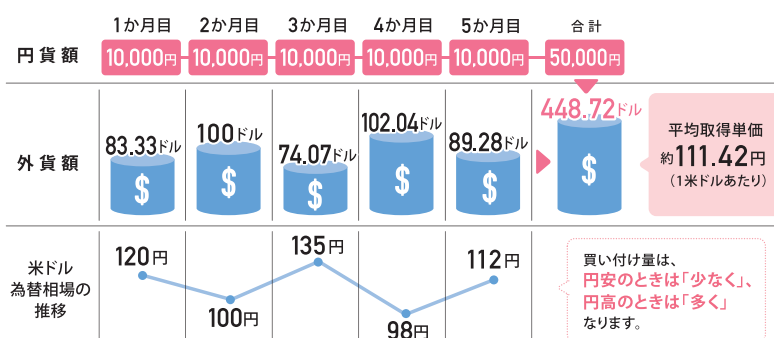


特定の地域だけに投資を集中してしまうと、その地域の金融市場が変動した場合に、損失が発生する可能性が高まるといわれています。よって日本円だけの資産構成より、さまざまな地域に投資するほうがリスクを分散できるといわれています。



時間(時期)の分散とは?

5か月間 毎月10,000円ずつ米ドルを購入(預入)した場合のイメージ



外貨のように価格変動のあるものを購入(預入)する場合、投資タイミングを分散することにより、平均購入単価を抑え価格変動リスクを低減できるといわれています。これを**ドルコスト平均法**と言います。

※左図は小数点第3位以下を切り捨てています。
※左図はあくまでもイメージを示したものであり、将来の成果を約束したり、実際の為替相場の動きとは関係ありません。また、利息・税金・為替手数料等は考慮していません。

振替後の外貨預金残高は

アプリ パソコン で確認OK!!

北陸銀行

アプリは
こちらから!



ご注意ください

外貨預金を
ご利用になる前に…

- 為替変動リスクがあります。
当初お預け入れ時よりも円高に為替相場が変動すると、払い出し時のお受け取り元利金の円貨換算額が、円での当初お預け入れ額を下回る可能性があります。
- 相場の変動がなくても、為替手数料のため元本割れの可能性があります。
円でのお預け入れ相場(TTS)とお引き出し相場(TTB)にはそれぞれ為替手数料が含まれ、両換算相場の差額(本商品の場合: 1米ドルあたり1円40銭、1ユーロあたり2円40銭、1豪ドルあたり3円40銭)のため、元本割れする可能性があります。
- 預金保険の対象外です。
外貨預金は、預金保険の対象外です。
- 入出金に、手数料がかかる場合があります。
お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。詳細は窓口までお問い合わせください。

[税金について] 個人の方は20.315%〔国税15.315%、地方税5%〕の分離課税(マル優のお取り扱いはできません)が雑差益は雑所得として総合課税の対象となります。(ただし雑所得は年収2千万円以下の給与所得者で他の所得と雑差益を合算して、年間20万円以下の場合は申告不要)詳しくは税務署や税理士など専門家におたずねください。※国税の税率については、復興特別所得税が追加課税されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は15.315%となります。